



訪問型保育事業で自治体の多様な保育サービスを支えます

各自治体での「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行を推進するためには
ACSA(公益社団法人全国保育サービス協会)の全国加盟保育事業者におまかせください。

地域型保育事業

保育を必要とする子どもたちに保育のあり方の選択肢を増やすことで、より充実した子育て支援を提供することができます。

居宅訪問型保育事業

0歳～2歳児の子どもを対象に、1:1で子どもが一番安心できる場所=「家庭」に保育者が訪問して、個別保育を提供します。以下に該当するような場合に利用を認めることとされています。

- 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合
- 教育・保育施設又は地域型保育事業者が利用定員の減少の届け出又は確認の辞退をする場合に、保育の継続的利用の受け皿として保育を行う場合
- 児童福祉法に基づく措置に対応するために保育を行う場合
- ひとり親家庭で夜間の勤務がある場合等など、居宅型訪問保育の必要性が高い場合
- 離島、へき地などであって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認める場合



施設設置費用が不要なので、自治体にとって導入しやすい事業です。

延長保育における居宅訪問型保育の展開

保育所等での延長保育の代わりに、訪問型保育者が園のお迎え～子どもの自宅等で保育を提供します。

延長保育利用者が少数のとき、長時間保育になるときに活用することで、子どもにとっては心理的な負担を少なくし、自治体にとっては保育経費の削減につなげることができます。

安心できる「訪問型保育事業」を提供するために!

新制度は市町村が実施主体であり、事業者の確認を行う必要があります。

事業者の確認のためのポイント

- 公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者である
- 法人である
- 利用契約書、案内書(利用体系が明示されているもの)が整備されている
- 新任者研修、現任者研修(協会主催)を受講している
- 社内研修制度が整備されている
- 各種マニュアルが整備されている
- 就労に関する雇用契約が締結されている
労働保険並びに社会保険の加入証明がある
- 就業規則が整備されている
- 保育記録等が整備されている
- 苦情処理体制が整備されている
- 相当額の賠償責任保険に加入している
- 個人情報に関する取扱いが適切である



地域子ども・子育て支援事業

訪問型保育事業は、次の事業に導入することで、より多様な保育サービスを提供できます。

病児・病後児保育

働く保護者が一番困るのが、子どもが病気になった時、行政にはそのサポートが求められています。訪問型保育者が子どもの自宅に行きマンツーマンで保育を提供する居宅訪問型保育は、子どもたちに移動の負担を与えることなく、普段の環境の中で過ごせるので心の安定を図ることにもつながります。



家庭での個別保育なので、感染症時にも利用ができます。

一時預かり事業

子どもの自宅において一時預かりを実施する訪問型保育は、様々な事由に対応できます

- ★夜間や休日など保育施設の利用ができないとき
- ★一時預かり施設の利用ができないとき
- ★保護者や家族の病気等で送迎が困難な家庭へのサポート
- ★個別ケアが望ましい家族へのサポート
- ★特に低年齢の子どもを自宅で安心して過ごさせたいとき

延長保育事業

保護者の多様な働き方により、保育を必要とする場面も多様化・長時間化しており、子ども・保育施設・自治体の負担も大きくなっています。保育施設や自治体の負担を軽減するために、特に長時間の延長保育を必要とするときの保育者の代替や、保育施設から子どもの自宅への送迎などに居宅訪問型保育を活用できます。

放課後児童クラブ

放課後児童クラブ終了後の子どもの居場所づくりに、訪問型保育が活用できます。迎えから保護者の帰宅までを訪問型保育者がサポートします。



さらに、こんな活躍の場も!

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業や産後支援など妊娠・出産から切れ目のない子育て支援が求められています。産後のナーバスになりやすい時期に、保育者がご家庭を訪問して保護者と共に子育ての時間を持ち、子育てのやり方や楽しみを伝えていくことは、虐待などの予防につながります。